

住宅用火災報知器の 訪問販売にご注意

高齢者が一人で留守番をしているところに、突然、**見知らぬ業者が訪ねてきて、「火災報知器を取り付けないと法律違反になる、2ヶ月前に家族が契約をしている」といって、市価の10倍以上の値段で火災報知器を購入させられた**という相談が寄せられています。

市役所や消防署を装ったり、設置しないと処罰される、家族が承諾済みなどといって、執拗に契約を迫る業者には注意が必要です。

訪問販売により望まない契約をさせられた場合には、消費生活センターに相談しましょう。



★相談発生地域

茨城県消費生活センター

電話029-225-6445

(月～金、9時～17時)